申込先

取扱金融機関

□銀行
三井住友、三菱東京UFJ、りそな、みずほ、但馬、伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都、四国、中国、阿波、山口、広島、南都、近畿大阪、みなと、関西アーバン、徳島、大正、トマト、三井住友信託

□信用金庫
尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、日生

□信用組合
兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療

□商工組合中央金庫　神戸、姫路、尼崎の各支店

□農業協同組合
ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、あわじ島、兵庫県信用農業協同組合連合会

【注】・上記金融機関の兵庫県内の店舗に限ります（立地資金は除く）。
・一部の金融機関では、取り扱っていない資金もあります。

融資対象者

●原則として、県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する中小企業者及び組合等（NPO法人も対象）

●次の場合は、中小企業融資制度を利用できません。
・保証協会の保証付融資を受け、返済が延滞している場合、及び代位弁済中である場合
・金融機関から融資を受け、返済が延滞している場合
・大企業等から単独で50%以上の出資を受けている場合
・暴力団員等反社会的勢力と認められる場合　など

中小企業者

中小企業者	常時雇用する従業員		資　本　金	
個人企業 NPO法人	製造業・その他	300人以下	ー	
会　社	卸売業・サービス業	100人以下	製造業・その他	3億円以下
	小売業	50人以下	卸売業	1億円以下
			小売業・サービス業	5,000万円以下

資本の額または従業員の数のいずれか一方が該当すれば、対象となります。個人企業とNPO法人は、資本の額は関係ありません。
なお、次の業種は下表の基準によります。

業　種	常時雇用する従業員	資 本 金
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	900人以下	3億円以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
旅　館　業	200人以下	5,000万円以下

兵庫県信用保証協会の信用保証制度

●原則、兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
保証料率については、各企業の経営状況等を加味した料率体系（9区分）になっています。
詳しくは、信用保証協会にお問い合わせください。

●信用保証をご利用の皆様へのお願い
・申し込み手続きは、本人が直接記入のうえ行ってください。

信用保証申し込みに関し、あっせんするなどと言って、あっせん料・手数料・謝礼金等を要求する者がいるようですが、お支払いいただくのは融資実行時の保証料のみです。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

●中小企業の持つ技術力、成長性等について（公財）ひょうご産業活性化センターが評価書を発行しています。
●技術・経営力評価を受けて、県制度融資を利用された場合、保証料が割り引かれる場合があります。

連絡先	（公財）ひょうご産業活性化センター 成長支援課 (078)291-8523

相談窓口

●県産業労働部地域金融室及び県民局商工労政担当課

産業労働部地域金融室	(078) 362−3321
神戸県民センター県民課	(078) 361−8608
阪神南県民センター県民運動課	(06) 6481−7669
阪神北県民局地域振興課	(0797) 83−3155
東播磨県民局県民課	(079) 421−9414
北播磨県民局県民課	(0795) 42−9415
中播磨県民センター県民課	(079) 281−9260
西播磨県民局地域づくり課	(0791) 58−2141
但馬県民局地域づくり課	(0796) 26−3686
丹波県民局地域振興課	(0795) 73−3784
淡路県民局県民・商工労政課	(0799) 26−2087

●（公財）ひょうご産業活性化センター　(078) 230−8051

●県内の商工会議所、商工会

●環境関連の融資相談窓口

農政環境部環境政策課	(078) 362−9081
農政環境部水大気課	(078) 362−3287

そのほか、融資のご相談は…

日本政策金融公庫

（国民生活事業）
神戸支店 (078)341−4981
神戸東支店 (078)854−2900
尼崎支店 (06)6481−3601
姫路支店 (079)225−0571
明石支店 (078)912−4114
豊岡支店 (0796)22−4327

（中小企業事業）
神戸支店 (078)362−5961

兵庫県信用保証協会

本　　所 (078)393−3900
阪神事務所 (06)6411−4133
姫路支所 (079)289−3611
但馬支所 (0796)22−5171
淡路支所 (0799)22−4493
西脇支所 (0795)22−6775
加古川支所 (079)424−1105

商工組合中央金庫

神戸支店 (078)391−7541
姫路支店 (079)223−8431
尼崎支店 (06)6481−7501

融資フロー

中小企業者 組合等
↓ 融資申し込み
↑ 融資実行
取扱金融機関
・融資対象要件の確認
・融資審査
↓ 保証申し込み
↑ 保証承諾
信用保証協会
・保証審査

（必要に応じて）
認定 ▶ 市町（商工主管課）商工会議所・商工会等

27産P2−110A3

平成28年度
兵庫県中小企業融資制度のごあんない

新たな事業展開を行う前向きな企業や新規に開業する企業をサポート

経営の安定に支障が生じている企業をサポート

一般的な事業資金で幅広く企業をサポート

その他の融資制度

中小企業者（法人および個人企業）がご利用できます

平成27年10月からNPO法人も対象となりました!!

« 平成28年度の主な内容 »

・前向きな事業展開をサポートするため、一部資金の融資利率を引下げ!
・保証料引下げの対象を、6貸付から13貸付へ拡大!
・防災・エネルギー設備促進貸付（知事特認）を拡充し、耐震改修促進法に基づく多数利用建築物（概ね3階かつ1,000m²以上）の耐震診断、耐震改修等を金融サポート!

facebookページを開設し、各種情報を発信しています。
ひょうご中小企業融資制度ナビ　検索

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室
〒650-8567　神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL (078)362-3321
http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie05/ie05_000000005.html

原　則

- 事業歴を問わず兵庫県内で事業実態があれば申し込み可能です。（ただし一部の資金については１年以上の同一事業歴が必要となります。）
- 兵庫県信用保証協会の保証が必要です。
- 審査により融資を受けられない場合等があります。
- 第三者保証人は不要です。（第三者保証人とは、友人・知人・取引先等直接融資申込人＜または会社等＞と関係のない者、または生計を別にする親族等の保証人をいいます）

・主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合があります。
・利率は年度途中で変更する場合があります。
・担保及び保証人（第三者保証人を除く）は、保証協会または金融機関の定めるところによります。

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

資金名		資金使途	融資条件 限度額	利率	融資（据置）期間	申し込みのできる方	申し込みに必要な認定等その他の要件
新分野進出資金	第二創業貸付	設備運転	1億円	1.35%	10年(2年)	・現在の事業と異なる新しい分野に進出しようとする方	・1年以上同一事業歴必要
	事業応援貸付					・融資を受けた後、おおむね2年以内に売上の増加が見込まれる方 ・創業または新分野進出後、1年以上5年以内で、さらなる発展を目指す方	
	経営革新貸付			0.95%		・新商品の開発、生産など新たな取り組みにより経営革新を行う方	・「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」等の県（県民局・県民センター商工労政担当課）の認定が必要
						・成長期待企業としての支援決定を受けるなど、成長が期待される方	・（公財）ひょうご産業活性化センターの成長期待企業としての支援決定が必要
	海外市場開拓支援貸付		設備 3億円 運転 1億円			・後継者不在により事業継続が困難な方から事業譲渡等により円満に事業を取得しようとする方 ・海外事業を展開しようとする方（ただし、県内において事業を継続する見通しがない場合を除く）	
	新技術・新事業創造貸付		2億円 （うち運転1億円）			・先端技術集約機器の導入または先進技術の開発を行う方 ・情報化投資を行おうとする方または情報サービス業を営む方 ・新技術・新製品の開発や事業化に取り組む方 ・健康・福祉・シルバー関連産業を営む方、または新たに営もうとする方 ・「ひょうご No1ものづくり大賞」「ひょうごクリエイティブビジネスグランプリ」「ひょうご優良経営賞」顕彰企業、「ひょうごオンリーワン企業創出支援事業」対象企業	・「しばさん兵庫ブランド創出支援事業」（県工業振興課）に基づく県の認定等が必要
設備投資資金	設備投資促進貸付	設備及びこれに伴う運転	3億円			・新製品製造などのため、機械・設備の新設を行う方 ・事業の効率化や改善・継続などのため、既存設備の更新を行う方	
	防災・エネルギー設備促進貸付	設備	3億円 （特認 15億円）	0.95% （特認 0.7%）	10年(2年) （特認15年(2年)）	・施設の耐震改修、機械の転倒防止など防災関連の設備投資を行う方 【特認】上記のうち、耐震改修促進法に基づく多数利用建築物の耐震診断・耐震改修等を行う方 ・自家発電設備の整備、蓄電池の整備等を行う方や再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を行う方	・特認は建築士による証明等が必要
観光・商業設備資金	商店街活性化貸付	設備及びこれに伴う運転	3億円	0.95%	10年(2年)	・商店街・まち再生に向け、商店街施設等の整備を行う商店街振興組合等（まちづくり会社を含む）の方	
	商店活性化貸付		7,000万円	1.35%	7年(1年)	・店舗の増改築、駐車場の整備等を行う方 ・空き店舗について、店舗・建物を改修・改築し、賃貸用住宅・駐車場等にして賃貸する方	
	観光等設備貸付		企業 7,000万円 組合 1億4,000万円		企業 7年(1年) 組合 10年(1年)	・観光施設（ドライブイン・レストハウス等）やレクリエーション施設（スポーツ施設、教養・文化施設等）、分煙設備の整備を行う方	
ユニバーサル資金	ユニバーサル推進貸付	設備	2億円	0.95%	10年(2年)	・宿泊施設等の観光施設を有しており、バリアフリー化・国際化対応を伴う建築・修繕・改修を行う方 ・障害者・高齢者を雇用する方または事業所内保育施設・勤労者福祉施設等の設置・改修等を行う方	
開業資金	新規開業貸付	設備運転	資格・経験あり 3,500万円	0.70%	7年(1年)	・経験、資格を生かして新たに事業を開始する方 ・経験、資格を生かして新たに営業を開始して1年未満の方	・自己資金不要【信用保証協会の保証が必須】
			資格・経験なし 2,500万円 (*)3,000万円			・新規に個人で、または会社を設立して事業を開始する方（経験・資格等がない場合） ・営業を開始して1年未満の方 （*）認定特定創業支援事業の支援を受けて開業する方のみ	・借入金額から 1,000 万円（認定特定創業支援事業の支援を受けて開業する方は 1,500 万円）引いた額以上の自己資金が必要【信用保証協会の保証が必須】
	再挑戦貸付		1,000万円	0.70%	10年(1年)	・個人事業主又は法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から5年以内に再起業を図る方	・自己資金不要、担保不要【再挑戦支援保証制度に基づく信用保証協会の保証が必須】
立地資金	拠点地区進出貸付	設備	100億円	1.00%	15年(2年)	・県が指定した拠点地区に進出する場合で、県内常用雇用者を11人以上雇用する方 ただし、但馬、丹波、淡路、北播磨（西脇市及び多可町）、中播磨（神河町）、西播磨（赤穂市、たつの市 ＜旧新宮町の区域に限る＞、宍粟市、上郡町及び佐用町）においては県内常用雇用者を6人以上雇用する方	・立地促進事業等への該当にかかる県（産業立地室 078-362-4154）の確認が必要
	産業団地進出貸付		5億円 （特認10億円）	1.30%	10年(2年)	・県が定める産業団地に土地を購入または賃借（定期借地を含む）し、進出しようとする方（土地購入後3年以内に事業を開始することが必要）	・業種等にかかる県（産業立地室 078-362-4154）の確認が必要
経営安定資金	経営円滑化貸付	運転	1億円	1.05%	10年(2年)	・最近3カ月間の売上額等が前年同期に比べて5%以上減少している方 ・原材料・エネルギーコストの高騰により、最近3か月間の売上原価が前年同期と比べて10%以上増加している方で、最近3か月間の売上総利益（粗利益）が前年同期比で減少している方	・中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく市町の認定または金融機関による確認が必要 ・1年以上同一事業歴必要
	連鎖倒産防止貸付		5,000万円		7年(1年)	・国が指定した倒産事業者に対して50万円以上の債権を有する方 ・国が指定した事業活動の制限により、経営の安定に支障が生じている方	・中小企業信用保険法第2条第5項第1号または第2号の規定に基づく市町の認定が必要
	金融変化対策貸付			1.75%		・取引先金融機関の破綻・合併等により資金調達に支障が生じている方 ・金融機関の再編・合理化等により借入金が減少している方	・中小企業信用保険法第2条第5項第6号または第7号の規定に基づく市町の認定が必要 ・上記7号認定のみ1年以上同一事業歴必要【信用保証協会の保証が必須】
	企業再生貸付	設備運転	2億円	1.65%	15年(3年)	・兵庫県中小企業再生支援協議会、金融機関等による支援体制が構築され、再生が見込まれる方 ・整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者のうち、再生が見込まれる方	・兵庫県中小企業再生支援協議会による「再生計画」の策定支援または中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に基づく市町の認定のいずれかが必要 ・1年以上同一事業歴必要【信用保証協会の保証が必須】
					15年(1年)	・経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）を受ける方 （中小企業再生協議会等の支援を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う方）	・【全国統一制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度に基づく信用保証協会の保証が必須】
	経営力強化貸付		2億8,000万円	1.25%	設備 7年(1年) 運転 5年(1年) 借換 10年(1年)	・経営力強化保証を受ける方 （金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行及び進捗の報告を行う方）	・【全国統一制度である経営力強化保証制度に基づく信用保証協会の保証が必須】
借換資金	借換等貸付	県制度融資等返済資金	1億円	1.75%	10年(1年)	・兵庫県中小企業融資制度及びその他の保証付融資の既往借入金について、現在約定返済中であり、かつ借換による返済負担の軽減により経営の安定・改善が見込まれる方（ただし、立地資金・短期資金［期日一括返済分］・経営活性化資金・金融機関プロパー融資・市町制度融資等は対象外）	・1年以上同一事業歴必要
長期資金		運転	企業 5,000万円 組合 1億円	1.75%	10年(2年)	・長期の一般的な事業資金を必要としている方	
短期資金		運転	3,000万円	1.50%	1年 または 6か月	・短期の一般的な事業資金を必要としている方 ・貿易（輸出・輸入）のための資金を必要とする方	
小規模資金	小規模無担保貸付	設備運転	2,500万円	1.65%	7年(6か月)	常時雇用する従業員20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）5人以下） ・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が 4,000 万円以下の方	・担保不要【信用保証協会の保証が必須】
	無担保・無保証人貸付		1,250万円	1.45%		・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が 1,250 万円以下の方（特別小規模貸付については、商工会議所・商工会の推薦を受けた場合は保証料の割引があります）	・申し込み前1年間において、所得税等の税額が課税され、完納していることが必要 ・担保、保証人不要　・1年以上同一事業歴必要【信用保証協会の保証が必須】
	特別小規模貸付						・【全国統一制度である小口零細企業保証制度に基づく信用保証協会の保証が必須】
経営活性化資金			5,000万円 運転資金のみは 3,000 万円	金融機関所定	5年(6か月) 運転資金のみは3年(なし)	・取扱金融機関と1年以上の与信取引のある中小企業者 （ただし、個人事業主については青色申告を行っている方）	・担保不要 ・1年以上同一事業歴必要【信用保証協会の保証が必須】
地域金融支援保証制度		設備運転	5,000万円 （保証限度額 4,500 万円） （商工中金 90%保証）	金融機関所定	1年～5年(なし)	保証料 3.25%以内 ・同一事業歴1年以上の中小企業者 （ただし、個人事業主については青色申告を行っている方） ・取扱金融機関の貸出取引歴が1年以上の中小企業者	・担保不要 ・商工中金の保証が必須
チャレンジ企業設備投資応援融資制度		設備及びこれに伴う運転	設備 1億円 運転 5,000万円	商工中金所定	設備 10年(3年) 運転 7年(2年)	・新製品製造のための機械、設備の新設を行う方 ・当該製品等の売上高が10%以上増加する設備の能力増強を行う方 ・生産ラインの見直しなどのため、設備の更新を行う方	・取扱金融機関：商工組合中央金庫
地球環境保全資金	環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金	設備	1億円	1.00%	10年(2年)	・県内に工場又は事業場を有し、環境保全・グリーンエネルギー導入等のための設備の設置や工場の緑化を行う方	・対象設備によって、市町長の意見書等が必要な場合あり ・【申込先は県環境政策課または県民局】
	最新規制適合車等購入資金		2億8,000万円			・県内に工場又は事業場を有し、最新規制適合車や低公害車の購入を行う方	・現有自動車の解体廃車が必要（低公害車の購入の場合は不要）

☆ 赤枠内の2制度は信用保証協会を利用しないため、取扱金融機関は裏面記載の金融機関と異なります。詳しくは、商工中金神戸支店（078-391-7541）にお問い合わせください。

☆ 環境保全・グリーンエネルギー設備設置資金は環境政策課（078-362-9081）へ、最新規制適合車等購入資金については水大気課（078-362-3287）へお問い合わせください。

・点線内の融資メニューを信用保証を付けてご利用の場合、保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。信用保証協会審査後、右表9区分のいずれかの保証料率が適用されます。（一部の資金を除く）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
2割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%